



広島県報

号 外
第 116 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

公営企業部公告

大竹工業団地用地の分譲

警察本部公告

一般競争入札

四

公営企業部公告

大竹工業団地用地を、平成十八年七月二十日以降次のように分譲する。

平成十八年七月二十日

広島県公営企業管理者 中 村 博

一 分譲地の概要

1 位置、分譲区画及び分譲予定面積

(一) 位置

広島県大竹市東栄三丁目外(別図)

(二) 分譲区画及び分譲予定面積

化学工業用地A

化学工業用地B

化学工業用地C

化学工業用地D

九一、二四六・七〇平方メートル

一、六一四・一五平方メートル

三、二五九・〇九平方メートル

一、七二一・〇二平方メートル

化学工業用地E

化学工業用地F

パイプライン施設用地A

パイプライン施設用地B

パルプ・紙・紙加工品製造業用地A

パルプ・紙・紙加工品製造業用地B

パルプ・紙・紙加工品製造業用地C

パルプ・紙・紙加工品製造業用地D

チップヤード用地

ただし、化学工業用地C及びD区画の一部には、第三者の所有地が存在し、広島県

が所有権を取得後に売買契約を締結する。

(三) 分譲区画の取扱

化学工業用地A、B、C及びD区画は、一括での申込みとする。

化学工業用地E及びF区画並びにパイプライン施設用地A及びB区画は、一括での申込みとする。

パルプ・紙・紙加工品製造業用地A及びB区画は、一括での申込みとする。

パルプ・紙・紙加工品製造業用地C及びD区画は、一括での申込みとする。

チップヤード用地は一区画での申込みとする。

ただし、パルプ・紙・紙加工品製造業用地及びチップヤード用地については、前記

の区画によらない申込みも可能であるが、この場合の分譲面積の最低限度は、各用地

五千平方メートルとする。

2 地勢

(一) 化学工業用地A及びE区画、パイプライン施設用地A区画、パルプ・紙・紙加工品

製造業用地A及びC区画並びにチップヤード用地区画は、広島県が大竹港の一画を平

成十八年三月二十四日に埋立てを完了したものである。

(二) 化学工業用地A及びE区画、パイプライン施設用地A区画、パルプ・紙・紙加工品

製造業用地A及びC区画並びにチップヤード用地区画の一部については、旧護岸の捨

石等が存在する。

(三) 化学工業用地A、C及びD区画の一部については、大竹市管理の排水路が設置され

ている。

二 分譲方針

1 土地の用途

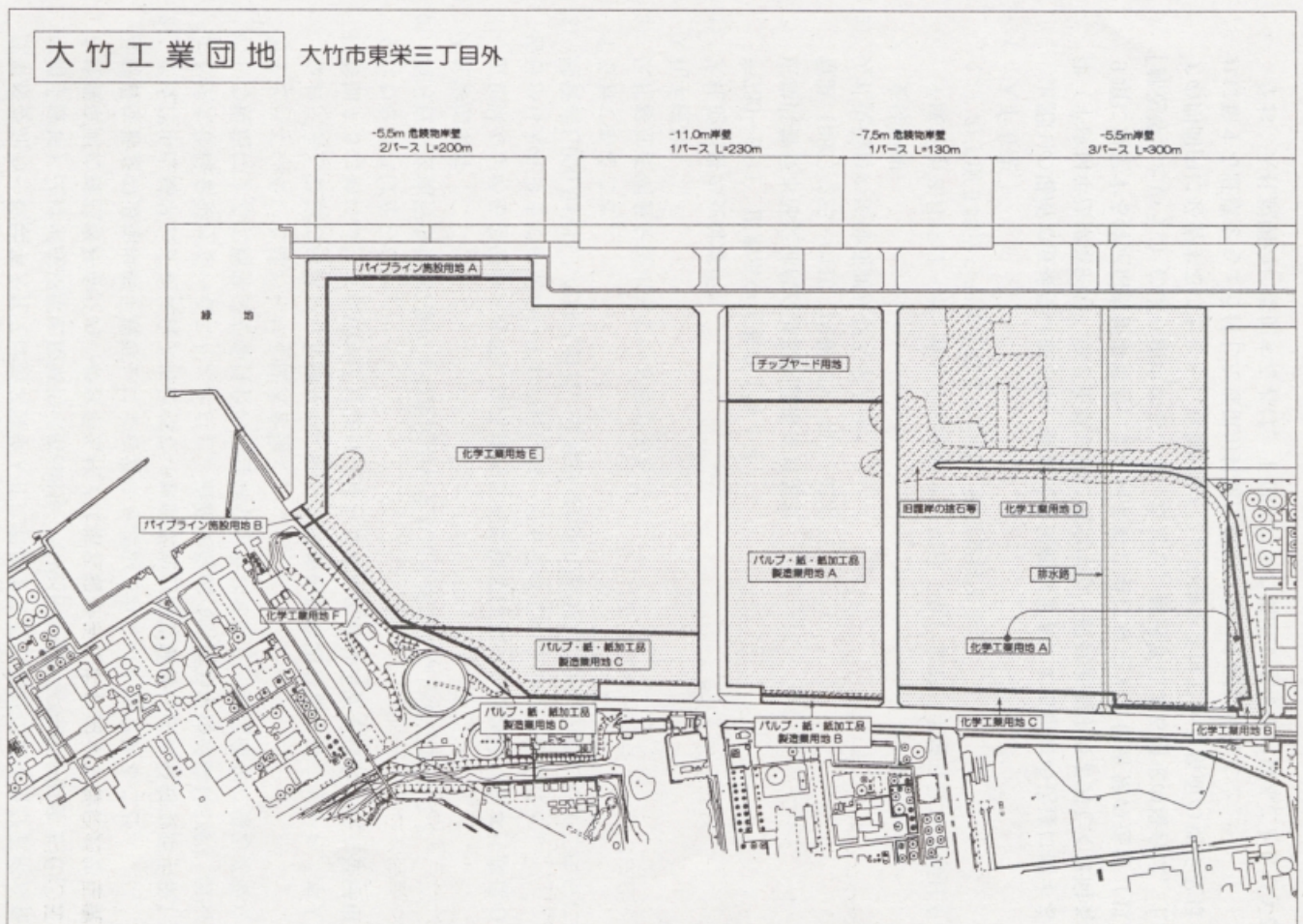
(一) 化学工業用地

日本標準産業分類(平成十四年三月改訂)による大分類Fの「製造業」の業種のう

ち中分類十七の「化学工業」の業種の用地	
(一) バイプライン施設用地	
危険物バイプライン施設を設置する用地	
(二) パルプ・紙・紙加工品製造業用地	
日本標準産業分類（平成十四年三月改訂）による大分類Fの「製造業」の業種のうち中分類十五の「パルプ・紙・紙加工品製造業」の業種の用地	
(三) チップヤード用地	
パルプ及び紙製造の原材料であるチップの保管場所として利用する用地	
2 分譲予定価格と支払方法	
(一) 分譲予定価格	
化学工業用地A	四、六一一、五六一、五五〇円（一平方メートル当たり） 五一、五〇〇円
化学工業用地B	三四、七〇四、二二五円（一平方メートル当たり） 二二、五〇〇円
化学工業用地C	七〇、〇七〇、四三五円（一平方メートル当たり） 二二、五〇〇円
化学工業用地D	三七、〇〇一、九三〇円（一平方メートル当たり） 二二、五〇〇円
化学工業用地E	四、八二五、八〇三、五一五円（一平方メートル当たり） 五一、五〇〇円
化学工業用地F	三一、二九六、〇四五円（一平方メートル当たり） 二二、五〇〇円
バイプライン施設用地A	三七五、七〇二、七五五円（一平方メートル当たり） 五一、五〇〇円
バイプライン施設用地B	四、七九二、五六五円（一平方メートル当たり） 二二、五〇〇円
パルプ・紙・紙加工品製造業用地A	一、八一〇、三三三、七一〇円（一平方メートル当たり） 五一、五〇〇円
パルプ・紙・紙加工品製造業用地B	一五、九七一、二七五円（一平方メートル当たり） 二二、五〇〇円
パルプ・紙・紙加工品製造業用地C	四九〇、〇四四、九七五円（一平方メートル当たり） 五一、五〇〇円
パルプ・紙・紙加工品製造業用地D	三三、〇九八、八二〇円（一平方メートル当たり） 二二、五〇〇円

チップヤード用地	五八七、六二五、三〇五円（一平方メートル当たり） 五一、五〇〇円
前記の一平方メートル当たりの価格は、各区画の標準単価であり、総額は、旧護岸の捨石等の影響を考慮した価格である。	
分譲面積が一万平方米メートルに満たない場合には、一平方メートル当たり五一、五〇〇円の標準価格を一平方メートル当たり六九、三〇〇円とする。	
(二) 支払方法	
売買代金の一括払い又は延納分割払いとする。	
3 売買契約の主な条件	
(一) 化学工業用地A及びE区画、バイプライン施設用地A区画、パルプ・紙・紙加工品製造業用地A及びC区画並びにチップヤード用地地区画の売買契約は、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定による分譲地の譲渡許可を大竹港湾管理者の代表者である広島県知事から受けた後に発効するものとする。	
(二) 地域環境の保全を図るため、別に環境保全協定を締結する。	
(三) COD負荷量は、大竹市東栄地域全体で平成二年度の負荷量を上回らないことを原則とする。	
(四) 譲受人が契約に違反した場合、譲渡人は譲受人から違約金を徴収し契約の解除をすることができる。	
(五) 土地の所有権は、分譲代金を完納した時に譲渡人から譲受人に移転する。	
(六) 土地の所有権移転登記に要する費用は、譲受人の負担とする。	
三 申込みの資格	
次の各号の条件を備えていることが必要である。	
1 分譲地において、前記二に掲げる用途に供する事業場を経営しようとする者であること。	
2 事業場の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。	
3 県税について滞納がないこと。	
四 申込みの受付	
1 期間	平成十八年七月二十日（木）から平成十八年七月三十一日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時までとする。
2 場所	広島市中区基町一〇番五二号 広島県公営企業部土地管理室
五 申込みに必要な書類	

- 1 産業用地譲受申請書(所定の様式によること。)
 - 2 会社の定款
 - 3 会社概要又は会社案内
 - 4 法人登記簿謄本
 - 5 印鑑証明書
 - 6 営業報告書又は財務諸表の直近三期分
 - 7 県税について滞納がないことの証明書
 - 8 事業計画図(事業場及び主要施設等を配置したもの。縮尺三百分の一から千分の一)
 - 9 希望箇所図(分譲区画によらない申込みの場合、希望場所、面積が分かるように記入すること。)
- 六 分譲先の決定
分譲審査会で審査を行い決定する。
- 七 その他
- 1 産業用地譲受申請書及び大竹工業団地公募説明資料は、次の場所で配付する。
広島市中区基町一〇番五二号
広島県公営企業部土地管理室
 - 2 必要書類は原則として持参すること。ただし、郵送等により申し込む場合は、必ず書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成十八年七月三十一日(月)必着とする。
 - 3 その他詳細については、次の場所へ問い合わせること。
広島県公営企業部土地管理室 電話 〇八二一五一三一四三二四



警 察 本 部 公 告

広島県警察本部公告第67号

次のとおり一般競争入札に付することとしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

平成18年 7月20日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

1 調達内容

(1) 調達件名

ア 広島県広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署及び広島北警察署放置車両確認事務業務委託

イ 広島県呉警察署放置車両確認事務業務委託

ウ 広島県福山東警察署放置車両確認事務業務委託

(2) 調達件名の仕様等
入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年 4月 1日から平成21年 3月31日まで（2年間）

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

ア 上記①の件名で2年間の総価で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の100の2に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う。

イ 予定価格及び低入札価格調査基準価格の公表は、入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認定した者に対し通知して行うこととする。

(6) 入札書の記入方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（5パーセントを加算した結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 平成17年広島県告示第863号（平成18年度から平成20年度までにおける放置車両の確

認事務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）又は平成18年広島県告示第698号（平成18年度から平成20年度までにおける放置車両の確認事務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）による資格を認定されている者であること。

(2) 平成17年広島県公安委員会公告第65号（放置車両の確認事務の法人登録申請手続）による法人登録を受けていること。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の9の規定による広島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。

なお、法人登録の申請から登録までに50日の標準処理期間を要することから、本入札に参加するためには、平成18年 7月28日（金）までに広島県公安委員会に法人登録申請を行わなければならない。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加条件

(1) 広島県の実定各競争入札等に係る指名除外要領等に基づく指名除外を本件調達の公告日から入札日までの間のいずれの日においても受けていない者であること。

(2) 純資産1,000万円以上の株式会社、正味財産1,000万円以上の公益法人又はこれらに準ずる者であること。

(3) 入札参加表明書を提出している者であること。

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所

〒730 - 0011 広島市中区基町 1 番 4 号

広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室

電話（082）228 - 0110（内線705 - 411～413）

(2) 入札説明書の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

平成18年 8月17日（木）から平成18年 9月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後 5時までの間、随時交付する。

イ 入手方法

上記①の場所で直接受け取るか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の送付（以下「郵送等」という。）により請求すること。ただし、郵送等による請求の場合は、上記アの期間内に必着することとし、重量510グラムの物を送付できる額面の切手又はこれに類する証票をちよう付した返信用封筒（角形2号）を同封すること。

なお、入札説明会に参加する者は、下記③のイの場所で直接受け取ることもできる。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成18年8月17日（木）午後1時30分

イ 場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県運転免許センター5階大会議室

(4) 入札参加表明書の提出期限及び提出場所等

ア 提出期限

平成18年8月17日（木）から平成18年9月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

イ 提出場所

上記①の場所

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。提出期限内必着）とする。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、平成18年9月29日（金）までに、入札参加表明者に通知を発送する。

(6) 入札・開札の日時及び場所等

ア 日時

(ア) 上記①の①のアの業務委託

平成18年10月6日（金） 午後1時30分

(イ) 上記①の①のイの業務委託

平成18年10月6日（金） 午後2時30分

(ウ) 上記①の①のウの業務委託

平成18年10月6日（金） 午後3時30分

イ 場所

広島市中区基町1番4号

広島県警察本部別館基町庁舎北館2階第1会議室

ウ 提出書類

当日、入札書のほかに、提案書及び誓約書を提出すること。
詳細は、入札説明書による。

エ 開札

当日、それぞれの入札終了後すぐに開札を行い、予定価格を上回った者は失格とする。

(7) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者のうち、この委託業務遂行に最適な法人を選定するための下記⑧の提案審査で総得点の最も高い者を落札者とする。また、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った者は、契約が適正に履行されるか否か、開札後、落札者を決定するまでの間に調査を行う。

(8) 提案審査

ア 提案審査は、落札者決定基準に従って入札書及び提案書の内容を合計100点（価格評価50点及び施策反映評価〔公平性評価、適正性評価及び確実性評価〕50点）の範囲内で評価項目ごとに得点化して行う。
なお、評価に当たっては、学識経験者の意見を踏まえた上で、公平かつ客観的に行うものとする。

イ 落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(9) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しない場合には、提案審査により次点と評価された入札者と契約の交渉を行うこととする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に求められる義務を履行しなかつた者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(4) 入札参加表明書及び誓約書の様式等

入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提案書の内容

入札説明書による。

(7) その他

詳細は入札説明書による。